

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年6月19日（令和7年（行情）諮問第694号及び同第695号）

答申日：令和8年7月8日（令和8年度（行情）答申第328号及び同第329号）

事件名：防衛相の靖国神社参拝に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

防衛相の靖国神社参拝に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書26」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年10月17日付け防官文第23665号、同年12月25日付け同第29459号並びに令和7年3月21日付け同第6800号及び同第6801号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア ないしキ （略）

（2）審査請求書2（原処分2について）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ

きである。

カないしク (略)

(3) 審査請求書3 (原処分3及び原処分4について)

アないしエ (略)

オ 上記(2)オと同旨。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分3について (諮問第694号)

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書の文書1ないし文書26を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年10月17日付け防官文第23665号により、本件対象文書の文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和7年3月21日付け同第6800号により、本件対象文書の文書2ないし文書26について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分3)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分3に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 原処分2及び原処分4について (諮問第695号)

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書の文書2ないし文書26を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年12月25日付け防官文第29459号により、本件対象文書の文書2及び文書3について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った後、令和7年3月21日付け同第6801号により、本件対象文書の文書4ないし文書26について、法5条3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分4)を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---|
| ① 令和7年6月19日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第694号及び同第695号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年7月17日 | 審議（同上） |
| ④ 令和8年7月2日 | 令和7年（行情）諮問第694号及び同第695号の併合、本件対象文書の見分並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、令和7年（行情）諮問第694号において、諮問庁は、原処分1

に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「木原防衛相の靖国神社参拝に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の3のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

別表の番号1及び2に掲げる不開示部分には、自衛官の期別及び質問者の氏名が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

別表の番号3ないし5、8ないし10、12及び13に掲げる不開示部分には、防衛大臣の靖国神社参拝に関する他国とのやり取りについて記載されていると認められ、当該不開示部分が公にしないことを前提としたものであるとの諮問庁の説明に不自然な点は認められない。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条5号該当性について

別表の番号4、6、7、11、14及び15に掲げる不開示部分には、防衛大臣が靖国神社に参拝したことに係る対応について防衛省内において審議、検討した内容が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、防衛省内での上記対応についての検討内容が推察され、外部からの不当な圧力や干渉を受けたりするなどして、今後の同種の議論において防衛省内での自由かつ適当な議論に支障を来すなど、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることは否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、別表の番号14に掲げる不開示部分については、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 法5条6号柱書き該当性について

別表の番号1、7、9、12及び15に掲げる不開示部分には、防衛省及び関係行政機関における担当者の内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

木原防衛相の靖国神社参拝に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

(2) 本件請求文書 2

木原防衛相の靖国神社参拝に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第 2 3 6 6 5 号（2 0 2 4 . 8 . 2 0 - 本本 B 8 6 3）で残りの部分とされた全て（ただし防衛省 H P に掲載されたものは除く）。

2 本件対象文書

文書 1 2 0 2 4 0 8 0 8 防衛大臣会見

文書 2 【回答送付】（文書課：割り意見なし）【問い合わせ】防衛大臣の靖国参拝実績について

文書 3 2 0 2 4 0 8 1 5 防衛大臣の靖国参拝実績について

文書 4 木原大臣の靖国神社参拝に関する韓国側申入れについて（報告）

文書 5 報告文書 1

文書 6 報告文書 2

文書 7 ファックス①

文書 8 文書 1

文書 9 文書 2

文書 1 0 文書 3

文書 1 1 文書 4

文書 1 2 文書 5

文書 1 3 文書 6

文書 1 4 文書 7

文書 1 5 文書 8

文書 1 6 文書 9

文書 1 7 決裁・報告頭紙

文書 1 8 ファックス②

文書 1 9 文書 1 0

文書 2 0 文書 1 1

文書 2 1 大臣臨時 2 8 . 8 . 1 5（靖国神社参拝）

文書 2 2 公電第 4 2 6 8 号

文書 2 3 公電第 4 2 7 3 号

文書 2 4 応答要領

文書 2 5 文書 1 2

文書 2 6 文書 1 3

3 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

(1) 本件請求文書 1 の対象として特定された文書

ア 原処分 1

本件対象文書の文書 1

イ 原処分 3

本件対象文書の文書 2 ないし文書 2 6

(2) 本件請求文書 2 の対象として特定された文書

ア 原処分 2

本件対象文書の文書 2 及び文書 3

イ 原処分 4

本件対象文書の文書 4 ないし文書 2 6

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
2	文書 3	1 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3	文書 4	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 5		
3	文書 6	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 7		
4	文書 8	1 枚目の内容の全て	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全が害されるおそれ、他国
	文書 9		
	文書 10		
	文書 11		

	文書 1 2	1 枚目の一部	との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、検討内容が推測され、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
	文書 1 3		
	文書 1 4		
5	文書 1 5	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
6	文書 1 6	1 枚目の一部	国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、検討内容が推測され、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
7	文書 1 7	1 枚目の一部	国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、検討内容が推測され、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の

			緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
8	文書18	1枚目ないし3枚目のそれぞれ内容の全て	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
9	文書19	1枚目の一部	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
10		2枚目の全て	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
11	文書20	1枚目の一部	国の機関の内部における審議・検

			討に関する情報であり、これを公にすることにより、検討内容が推測され、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
1 2	文書2 2	1 枚目ないし3 枚目のそれぞれ一部	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書2 3		
1 3	文書2 4	1 枚目の一部	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 4	文書2 5	全て	国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、検討内容が推測され、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとともに、国の機関が行う
1 5	文書2 6		

			行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
--	--	--	--